

4 市民ワークショップ結果概要

4-1 平成 24 年度市民ワークショップ

(1) 目的

市民の目線で、地域福祉の課題や第2期計画の取り組みを評価し、出てきた課題に対しては、その対応方法のアイデアを出し合い、今後の第3期計画の中に盛り込むことを目的として実施。

(2) 参加者募集方法

公募とアンケート調査票（4,000 件配布）に同封した申し込み用紙により募集

(3) 実施日と参加者数

	日程	参加者数	内容
第1回	11月17日	13人	オリエンテーション／第2期計画の体系ごとに課題を共有
第2回	12月1日	17人	さらに深く課題を掘り下げ、市民目線で評価
第3回	12月15日	18人	各分野の課題に対して、今後の取り組みを検討

(4) 検討結果

第2期計画の柱に沿ってグループを形成し、第2回、第3回については固定グループで、各柱の内容について掘り下げていきました。以下、第2回の課題を受け、第3回の今後の取り組み案について、地域と行政に分けて検討していただいた結果概要を掲載します。

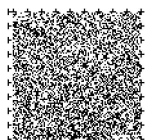
① 地域で支えあっていくために

地域で支えあうためのハード面（拠点の確保）とソフト面（人材育成の確保）を。

地域	・コミュニティカフェなど、地域住民のふれあい、集いの場をつくる ・趣味が同じ人の集まりや講座をきっかけに、相互の助け合い等のネットワークを広げる ・ふるさと会館を入りやすいよう開放し、常に集まれる環境にする ・気楽に立ち話ができる町内会にする
行政	・中学・高校時代から地域福祉活動に参加するよう学校とも連携する ・情報をこまめに伝えていく

地域で集える場

地域	・あいさつから近所のコミュニケーションアップを ・何もしなくて良いたまり場をボランティアで設ける ・町会会館や集会所を、気軽に集える場に発展させる ・サロン活動を増やしたり、小さい子どもも連れて行ける場所など、若い人たちを引き込む
行政	・地域の空き地や空き店舗利用の際、仲介や資金援助を ・集う場維持のための補助（水光熱費など）



② 地域健康福祉を広げ、相談体制を充実するために

気軽に相談できる場

地域	・地域の人材による相談員の登用 ・町会別のホームページを作り情報提供する ・銀行やスーパー、若者向けはファーストフード店などとも連携して相談を受ける ・地域で相談にのった後、専門機関へつなぐことができる体制
行政	・相談場所は駅のそばや交通機関が便利な場所に設置し、夜間や休日でも相談できるように ・相談機関を様々な媒体を通じてアピールする ・相談窓口を一歩化する。ホームページでもワンクリックでたどりつけるように

③ 生涯を通じて健康にいきいきと暮らすために

ライフステージ別の社会参加・いきがい活動

地域	・地域で楽しい行事を行いファミリーで参加する ・防災行政無線を利用した市民運動（体操）など、全ての世代が行えるものを ・特技や趣味の活用
行政	・地域の特性に応じた取り組みを行う ・ファミリーで健康づくりができる場とプログラムを

④ その人らしく生きるために

地域で支えるための環境づくり

地域	・赤い旗、黄色い旗を日常にも活用するなど、HELP を自分で出す仕組みをつくる ・民生委員をサポートするボランティアを育成する ・講座や体験に自主的に参加し基礎知識を習得するなど、意識づくりと知識を習得する
行政	・学校での福祉の時間や思いやり運動週間、現場見学などの意識づくりのシステムづくり ・福祉の全体図を分かりやすく示したり、地域福祉の情報紙「紙ひこうき」のような小さなお知らせを発行する

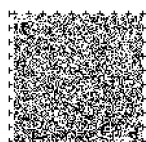
⑤ 地域の中で安全安心に暮らすために

災害時及び平常時における弱者援護対策

地域	・平常時から隣近所の方と交流を深め顔見知りになる ・平常時から各団体間でのネットワークを形成し、弱者の見守りをする ・防災 DIG 図上訓練による情報共有や、危険箇所を地域で確かめてマップにして配布 ・防災訓練をこまめに行う
行政	・K-Net を PR する



平成 24 年度市民ワークショップメンバー



4-2 平成 25 年度市民ワークショップ

(1) 目的

計画策定に当たり、市民の生の声を聞くこと、また、計画策定及び推進に当たっての市民・地域・行政の役割分担を検討することを目的として実施。

(2) 参加者募集方法

- ・平成 24 年度市民ワークショップに参加した人に案内を送付
- ・広報かしわ、かしわシティネット(柏市HP)等による募集

(3) 実施日と参加者数

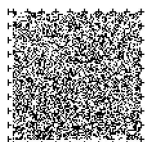
	日程	参加者数	内容
第 1 回	7 月 6 日	18 人	・ワークショップの目的について ・地域健康福祉の現状や第 3 期柏市地域健康福祉計画について
第 2 回	8 月 31 日	24 人	・柱 1 みんなで支えあえる地域づくり
第 3 回	9 月 14 日	22 人	・柱 2 情報発信と相談体制づくり
第 4 回	10 月 5 日	17 人	・柱 3 健やかに暮らせる地域づくり
第 5 回	10 月 19 日	17 人	・柱 4 安全安心に暮らせる地域づくり

(4) 結果

第 2 回以降は各回、参加者の興味があるテーマに移動していただきました。毎回異なるメンバーで、テーマに基づく課題やそれらを解決するにあたってのアイデア、その中でも地域で取り組むアイデアについて検討していただいた結果を掲載します。

①柱 1 みんなで支えあえる地域づくり

組織的な活動の活性化
・市からの情報を町会などが市民にうまく伝えていく ・子どもを巻き込んだ活動・イベントを実施する（ごみゼロ運動、ラジオ体操、高齢者の生活支援に子どもの活用ができる仕組みをつくる） ・地縁型組織が目的型組織をうまく活用する（イベントの運営、サロンを活用した見守りなど）
担い手を増やし、コーディネート機能を充実
・周りの方に興味・関心を持って声をかける（コーディネーター養成のシステムは行政が作る。コーディネーターだけでなく実際に活動する人が必要）
活動や交流の「場」の創出
・いつでも気軽にふらっと集える場を作る ・地域の人がどんな交流や場を求めているかを把握する ・地域の交流の場の情報を発信する

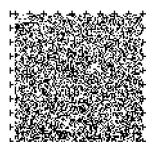


②柱2 情報発信と相談体制づくり

情報発信
○情報が必要だけど得られていない人に、どう伝えたらいいだろう… ・空き家、店舗を利用した小規模な拠点で活動したり集う人々が情報を共有する ○人材や資源など地域の情報が整理されていない ・現在ある自治会・町会などの組織を活性化し、優秀な人材を発掘し整理する ・個人情報保護法の過剰反応を是正し、共助で取り組んでいく機運を作る ○ボランティアとか何かやってみたいけど、情報がなくてどう踏み出していかわからない ・ごみ拾いなどによって地域コミュニティの活性化につなげる
相談体制
○地域でだれに相談していいかわからない ・町会などに相談のアドバイスを受けられる専門的な人材を置く ・地域のサロンを増やし、そこに相談窓口や相談員を置く

③柱3 健やかに暮らせる地域づくり

地域を核とした健康づくりについて
○健康知識の共有 ・様々なメニューが選べる、盛りだくさんなサロンを開催する（貯筋体操、お茶の間体操、笑いヨガ、ゆる体操、介護予防のためのレクゲームなど） ・ウォーキングを広める（ノルデックウォークやインターバルウォークのやり方指導をしてもらい広める、ウォーキングロードモデルの普及など） ○近くに活動の場がない ・訪問で、押しかけサロンを開催する ・空き家の活用
地域における救急医療や在宅で暮らせるための医療について
○信頼できるかかりつけ医を持つ ・地域医療情報の一覧を各戸に配布するなど、地域内の病院、診療所などの情報提供をする ・町会と医療機関との交流 ○救急車の適正利用 ・救急の講習会を実施する ・不正利用の実例公表 ○医療情報の地域拠点（包括支援センターのような）・医療従事者の発掘 ・医療情報センター等を設置し、相談拠点にも活用する ・医療支援ボランティアの育成
地域の中での生きがい活動について
○男性の力を地域で引き出せていない ・個人の持っている能力・特技を上手く活かせる組織づくりをする（おやじの会や、生涯学習の中で資格を生かす、町会でボランティアの登録をする など） ・地域インターンシップ制度をつくる ○孤立している状況が増えている ・誰でも参加できるふれあいの場を多くする（おせっかいサロン、コミュニティカフェのような居場所、他人とおしゃべりの時間を作る工夫など） ・町会などの組織に福祉部を作り、まずは相談できるような仕組みを作る ○情報の受信・発信が上手くできていない ・違う世代と出会うイベントを作る ・ボランティアを提供する人、ボランティアを必要とする人の情報を分かりやすくする ・趣味などを通じて、活動をし、地域の皆さんと交流を広げる

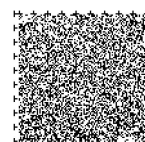


④柱4 安全安心に暮らせる地域づくり

防災・防犯の取り組みがあり、安全安心に暮らせる地域
○防災における連絡方法 ・日常的に近所の人と、防災に関する話を井戸端会議の話題にすると良い ・危険地区を歩いて地域の人達で確認する ○防犯・空巢、車上ねらい、オレオレ詐欺等 ・地域のパトロールをこまめに行う（集団でするのも良いが、こまめにパトロール中の時間を続ける方が一層良い） ・近隣同士で目配りの習慣をつける
誰もが“権利”を守られ、安全・安心に暮らせる地域
○「困っている」ことを発信できない（本人） ・まずは、親睦会を作ったり、お祭りなど地域のイベントを活性化させ、困っていることを本人が発信しやすい雰囲気をつくる ・困ったことを普段から「みんなで」言い合い、地域で見守る制度を確立 ○問題を認めない（近くの人） ・助けてくれる制度や支援センターなどの情報提供をする ○問題が深刻化するまで気がつかない（周囲の人） ・自治体が出している情報を、地域が気にしながら様々な知識を共有しておく ・誰に相談して良いかわからない場合、「～なら私が相談できます。」といった役割を地域で作る
移動や住まいが保障され、安全安心に暮らせる地域
○移動手段の充実、スーパーの大型化、買物、ゴミ出し、通院 ・ゴミ出し、付き添い等のボランティア組織を作る ・届けてくれる店を、困っている人に教えてあげる ○体力づくり ・地域でもラジオ体操を組織化するなど、まずは足腰が丈夫にいられるよう予防する ○人間関係、個人情報の壁 ・困りごとはみんなで考えて解決する ・よくばりサロン デイサービス代わりになるたくさんのメニュー ・暮らしに役立つミニコミ新聞の発行 情報発信



平成 25 年度市民ワークショップメンバー



5 柏市健康福祉審議会条例及び柏市健康福祉審議会地域健康福祉専門分科会委員名簿

(1) 柏市健康福祉審議会条例

平成 19 年 12 月 26 日

条例第 46 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市における健康福祉の向上及び増進のための総合的な施策の推進に資するため、柏市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項(法第 12 条第 1 項に規定する児童福祉に関する事項を含む。)を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、児童福祉、精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、認定こども園法第 25 条に規定する事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。
- (4) 健康福祉に関する重要な事項について市長に意見を述べること。

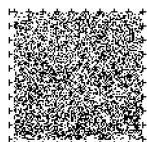
(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内をもって組織する。

2 市長は、審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 学識経験者



(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は2年以内とし、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は解嘱されるものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障害者健康福祉専門分科会
- (3) 児童健康福祉専門分科会
- (4) 高齢者健康福祉専門分科会
- (5) 地域健康福祉専門分科会
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める専門分科会

(民生委員審査専門分科会の所掌事務等)

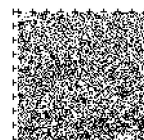
第8条 民生委員審査専門分科会は、審議会の所掌事務のうち民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員は、市議会議員の選挙権を有する委員のうちから会長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、市議会議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、会長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

4 第5条及び第6条の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

5 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。



(民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等)

第 9 条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者健康福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の健康福祉に関する事項
 - (2) 児童健康福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに第 2 条第 2 号に規定する事項
 - (3) 高齢者健康福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
 - (4) 地域健康福祉専門分科会 地域における健康福祉に関する事項
- 2 前項各号に掲げる専門分科会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 第 5 条及び第 6 条の規定は、第 1 項各号に掲げる専門分科会について準用する。
- 4 審議会は、第 1 項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、それぞれ当該各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 第 7 条第 1 項第 6 号の規則で定める専門分科会の所掌事務及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

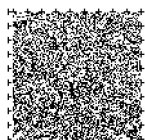
(審査部会)

第 10 条 障害者健康福祉専門分科会に、審査部会を置く。

- 2 審査部会は、障害者健康福祉専門分科会の所掌事務のうち次に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項の規定による医師の指定に関する事項
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 54 条第 2 項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定に関する事項
- 3 審査部会に属する委員及び臨時委員は、障害者健康福祉専門分科会に属する医師である委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。
- 4 審査部会に部会長及び副部会長各 1 人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 5 第 5 条(第 1 項を除く。)及び第 6 条の規定は、審査部会について準用する。
- 6 審議会は、第 2 項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(意見の聴取等)

第 11 条 審議会、専門分科会及び審査部会(以下「審議会等」という。)は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会等の会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。



(社会福祉法等との関係)

第 12 条 民生委員審査専門分科会は、法第 11 条第 1 項に規定する民生委員審査専門分科会とする。

2 障害者健康福祉専門分科会は、法第 11 条第 1 項に規定する身体障害者福祉専門分科会とする。

3 児童健康福祉専門分科会は、法第 12 条第 2 項において読み替えて適用される法第 11 条第 1 項に規定する児童福祉専門分科会とする。

4 審査部会は、社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 3 条第 1 項に規定する審査部会とする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(柏市附属機関設置条例の一部改正)

2 柏市附属機関設置条例(平成 8 年柏市条例第 6 号)の一部を次のように改める。

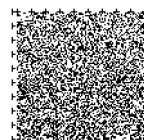
別表市長の項柏市健康福祉審議会の目を削る。

附 則(平成 25 年条例第 24 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

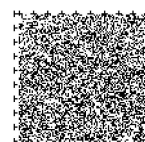
附 則(平成 25 年条例第 33 号)

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。



(2) 柏市健康福祉審議会 地域健康福祉専門分科会 委員名簿

氏名	よみ	所属など
阿 部 和 子	アベ カズコ	大妻女子大学教授
今 村 貴 彦	イマムラ タカヒコ	柏歯科医師会会長
川眞田 喜代子	カワマタ キヨコ	淑徳大学教授
小 竹 恵 子	コタケ ケイコ	前社会福祉法人柏市社会福祉協議会副会長
(会長) 小 林 正 之	コバヤシ マサユキ	柏市立介護老人保健施設はみんぐ施設長
清 水 栄 司	シミズ エイジ	千葉大学大学院教授
長 瀬 慈 村	ナガセ ジソン	柏市医師会副会長
(副会長) 中 谷 茂 章	ナカタニ シゲアキ	社会福祉法人柏市社会福祉協議会会長
中 村 佳 弘	ナカムラ ヨシヒロ	柏市薬剤師会会長
藤 田 武 志	フジタ タケシ	松葉町地域ふるさと協議会相談役 (前柏市ふるさと協議会連合会会長)
古 川 隆 史	フルカワ タカフミ	柏市議会議員
水 野 治太郎	ミズノ ジタロウ	麗澤大学名誉教授



6 用語解説

あ行

NPO（特定非営利活動法人）

平成10年12月1日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体のこと。

か行

柏市民活動センター

市民公益活動が円滑に行えるように、情報、相談、交流、場の提供など、市民公益活動団体の活動拠点としてJR柏駅東口に開設。

柏市民健康づくり推進員

安心して暮らせる地域づくりを目指して、昭和57年度に柏市保健推進員制度を設置。平成10年度より「健康づくり推進員」と名称を改め、同時に生活習慣病の予防を目指して「食生活推進員」を新設。両者を合わせて「柏市民健康づくり推進員」と総称。

環境未来都市

政府の掲げる新成長戦略に基づき創設された制度で、環境、高齢化対応、経済・社会の活性化等の課題について、世界に誇る先進的な都市をつくるため、指定地域に国が集中的に財政支援や規制の特例措置などを実施するもの。

口コミ

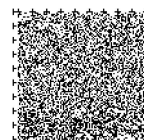
この計画においては、地域において信頼関係に基づき行われる口頭による情報の伝達をさす。インターネット等において匿名で発信される情報の伝達は除く。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る役目を担う人のこと。

権利擁護

地域生活に困難を抱えた高齢者や障害者などの「その人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすための権利」（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利など）を守ること。



コミュニティカフェ

喫茶店だが、その目的は営利ではなく、地域の人が主体的に運営し、人や情報の交流、地域デビューの後押し、チャレンジのきっかけとなる「場」を提供しようとするもの。

さ 行

災害時要援護者

災害時などに、ひとりでは避難することが困難な方。具体的には、傷病者、身体障害者、知的障害者をはじめ、身体的には健常者であっても理解能力や判断力、行動力をもたない乳幼児や、体力的な衰えのある高齢者、外国人などが挙げられる。

サロン

地域の中で、仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。

市民公益活動団体

市民公益活動を行う法人又は団体のうち、柏市内に事務所があり、主として柏市内において市民活動を行う団体のこと。

市民後見人

成年後見制度における後見人を、市民が担うもの。研修等により後見活動に必要な法律、福祉の知識や実務対応能力を備え、社会貢献として意欲的に本人の利益のために誠実に諸活動を行う。

社会的孤立

本計画においては、本人が望んでいないにもかかわらず地域における人間関係が希薄化し、身近に頼れる人がいない状態を指す。

生活困窮者

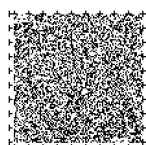
社会経済環境の変化に伴い、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

成年後見制度

判断能力が不十分な人の財産管理に関する契約等の法律行為を支援する制度。成年後見人等の選任・監督等を通じて家庭裁判所が関与する。裁判所の審判による「法定後見」と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約しておく「任意後見」とがある。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

Social(社会的)なNetwork(組織)を築くサービスで、参加者がネット上で互いに情報交換したりコミュニケーションをとることができる。



た 行

多職種連携

さまざまな職種の人が情報を共有し、支援の方向性を明確にし、それぞれの役割を担い、繋ぎ、支援する体制を整えること。

地縁型組織

地域を基盤とした活動を行っている組織のこと。柏市では、町会・自治会・区等やふるさと協議会などが該当する。

町会・自治会・区等

地域住民同士の助け合いや理解、親睦を図るなど、良好な地域社会を維持形成することを目的に活動を行う団体。

DV

配偶者（事実婚及び元配偶者を含む）からの暴力。ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。DVを防ぐために「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、平成20年1月11日に施行された。この法律は、今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的としている。

な 行

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残すおそれがある病気をいう。

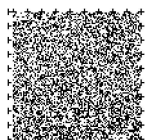
日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人が地域で自立できるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払いなどを行う。

は 行

バリアフリー

高齢者や障害者が社会へ関わりを持とうとするときに、社会の側でそれを妨げる障壁（バリア）があるとの認識のもと、バリアをなくすことで社会に関わりやすくする環境を整えようとする考え方。現代では、道路や建築物における段差解消など、まちづくりにおけるバリアフリーのほか、視覚・聴覚障害者等が支障なく情報を得られる「情報バリアフリー」、人々の意識から差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」など、ハード・ソフトに関係なくさまざまなバリアをなくす意味で用いられている。



福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

扶助費

社会保障制度の一環として、各種法令（生活保護法、児童福祉法）や市の条例に基づき、被扶助者の生活を維持するために支給される経費のこと。

ふるさと協議会

昭和55年以降、心のふれあういきいきとした住み良いまちづくりを市民と行政が一体となって推進していく「ふるさと運動」の推進組織として、各地域に「ふるさと協議会」が設立され、近隣センターを拠点にして、地域の実情に応じた様々な活動を行っている。

防災福祉 K-Net 事業

災害時に支援を必要とする方（＝障害者や体力的な衰えのある高齢者、妊産婦や乳幼児など、一人で避難することが困難な方）が K-Net に登録することにより、町会等や民生委員等の協力により、地域で見守る体制を整え、災害発生時や災害の発生が予想されるときに、安否確認や避難支援を行うもの。

保護率

生活保護を受給している被保護人員の割合で、千分率で示すもの。

ボランティア

市民の主体的かつ自主的な活動又は活動者をいう。狭義には福祉分野における自主活動をいうが、広義にはあらゆる自主活動を意味する。

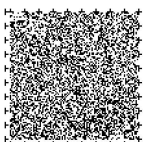
ボランティアセンター

ボランティアをしてみたい人やお願いしたい人の相談やコーディネート、ボランティアの養成講座、情報提供などを行うなど、市民のボランティア活動を広く支援する拠点。

ま 行

目的型組織

同じ目的のもとに課題解決に向けて活動する団体をいう。NPO、ボランティア団体などが該当する。



や 行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」の意。ユニバーサルデザインは、すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。ユニバーサルデザインのまちづくりとは、高齢者・障害者・妊産婦・子ども・外国人を含むすべての人にとって使いやすい施設や設備を整備することをいう。

ら 行

ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。区分は、様々であるが、幼年期、少年期、青年期、壮年期、中年期、高年期などに区分される。

療育

心身に障害のある児童（障害児）に対し、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することをいう。

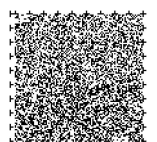
ロコモティブシンドローム

骨・関節・^{じん}靱帯、脊椎・^{けん}脊髄、筋肉・^{けん}腱、末梢神経など、体を支え(支持)、動かす(運動・移動)役割をする器官の障害により、要介護になるリスクの高い状態のこと。

わ 行

ワンストップ

複数の部署や機関にまたがっているものを、一度にまとめて行えるような環境のこと。



第3期 柏市地域健康福祉計画
平成 26 年 4 月

柏市 保健福祉部 保健福祉総務課
〒277-8505 柏市柏五丁目 10 番 1 号
TEL : 04-7167-1131 (直通)
<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>

